

○常総市空家等バンク活用支援補助金交付要綱

令和2年9月16日

告示第99号

(目的)

第1条 この告示は、所有者等又は利用登録者が空家等を修繕し、又は取得する場合に予算の範囲内において、補助金を交付することにより、空家等バンクの活用の支援及び定住の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語は、常総市空家等バンク実施要綱（平成30年常総市告示第26号。以下「要綱」という。）において使用する用語の例による。

2 この告示において、「登録空家等」とは、要綱の規定により空家等バンクに登録された空家等をいう。

(補助事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次のとおりとする。

(1) 登録空家等修繕支援事業

(2) 登録空家等購入支援事業

2 補助金の交付の対象となる者、対象となる経費及び補助金の額は、別表に定めるところによる。

3 補助金の交付は、一の登録空家等につき1回限りとする。

(交付の申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、別表に定めるところにより空家等バンク活用支援補助金交付申請書により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、交付の可否を決定したときは、空家等バンク活用支援補助金交付（不交付）決定通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

3 前項の場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要な

範囲内で条件を付することができる。

(申請の変更等)

第5条 前条第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、申請の内容を変更し、又は中止しようとするときは空家等バンク活用支援補助金変更（中止）申請書により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、補助金の交付の決定に係る内容を変更し、又は交付の決定を取り消したときは、空家等バンク活用支援補助金交付変更（取消）決定通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者は、当該決定に係る事業が完了したときは、別表に定めるところにより、空家等バンク活用支援補助金実績報告書により市長に報告しなければならない。

(額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該報告に係る内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、空家等バンク活用支援補助金交付確定通知書により当該報告をした者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第8条 前条の規定による通知を受けた者は、空家等バンク活用支援補助金交付請求書により市長に補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付しなければならない。

(権利譲渡の禁止)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、当該補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交

付の決定を取り消し、既に交付した補助金があるときはその全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けた場合
- (2) この告示の規定又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した場合

(補則)

第 11 条 この告示に定めるもののほか必要な事項及び様式は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和 7 年告示第 32 号）

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条、第 4 条、第 6 条関係）

ア 登録空家等修繕支援事業

補助対象者	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす者 (1) 登録空家等の所有者等（空家等バンクによる当該登録空家等に係る賃貸借契約の締結をし、若しくは予定している場合（三親等以内の親族に貸与する場合を除く。）に限る。） 次の要件の全てを満たす者 ア 納付すべき市税その他使用料等の滞納がないこと。 イ この告示に基づく補助金その他市の補助金（登録空家等に係るものに限る。）を受けていないこと。 (2) 登録空家等の所有者等（空家等バンクにより当該登録空家等を購入した場合（三親等以内の親族から購入した場合を除く。）に限る。） 次の要件の全てを満たす者 ア 当該登録空家等に 10 年以上定住する意思があり、かつ、
-------	--

	その属する世帯の全員が市内に居住の用に供する建物を保有していないこと。 イ 納付すべき市税その他使用料等の滞納がないこと。 ウ この告示に基づく補助金その他市の補助金（登録空家等に係るものに限る。）を受けていないこと。 (3) 登録空家等を賃借している者 次の要件の全てを満たす者。ただし、当該登録空家等の所有者等が三親等以内の親族である場合は、対象としない。 ア 当該登録空家等に10年以上定住する意思があり、かつ、その属する世帯の全員が市内に居住の用に供する建物を保有していないこと。 イ 納付すべき市税その他使用料等の滞納がないこと。 ウ この告示に基づく補助金その他市の補助金（登録空家等に係るものに限る。）を受けていないこと。
補助対象経費	登録空家等（居住の用に供する部分に限る。）の安全性、居住性、機能性等を維持し、又は向上させるために行う改修等に係る工事であって、市長が別に定めるものに要する費用
補助金の額	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、100万円を限度とする。この場合において、1,000円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
申請の手続	1 申請の時期 着工予定日の14日前まで 2 添付書類 (1) 登録空家等の配置図及び平面図 (2) 見積書その他工事に要する費用が分かる書類 (3) 納税証明書 (4) 着工前の現場写真

	(5) 登録空家等の所有者等にあつては、賃貸借契約書又は売買契約書の写しその他これに類するものとして市長が認める書類 (6) 登録空家等を賃借している者にあつては、所有者等の承諾書 (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
実績報告の 手続	1 報告の期限 工事の完了後 30 日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日 2 添付書類 (1) 領収書の写しその他工事に要した費用が分かる書類 (2) 工事完了後の現場写真 (3) 検査済証の写し（確認申請を要した場合に限る。） (4) 登録空家等を賃借している者にあつては、住民票の写し (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

イ 登録空家等購入支援事業

補助対象者	登録空家等を取得した者で、次の要件の全てを満たすもの。ただし、三親等以内の親族から取得した場合は、対象としない。 (1) 当該登録空家等に 10 年以上定住する意思があること。 (2) 納付すべき市税その他使用料等の滞納がないこと。 (3) この告示に基づく補助金その他市の補助金（登録空家等に係るものに限る。）を受けていないこと。 (4) その属する世帯の全員が市内に居住の用に供する建物を保有していないこと。
補助対象経費	登録空家等の取得に要した費用
補助金の額	補助対象経費に 100 分の 5 を乗じて得た額とし、100 万円を限度とする。この場合において、1,000 円未満の端数は、こ

	れを切り捨てるものとする。
申請の手續	1 申請の時期 売買契約の締結の日から 30 日以内 2 添付書類 (1) 売買契約書の写し (2) 登録空家等の登記事項証明書の写し (3) 納税証明書 (4) 登録空家等の平面図 (5) 住民票の写し (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
実績報告の手續	1 報告の期限 登録空家等に入居した日から 30 日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日 2 添付書類 (1) 領収書の写しその他登録空家等の取得に要した費用が分かる書類 (2) 住民票の写し (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類